

令和5年度前期（令和5年9月）認証更新について

1 対象事業所について

- 「奈良県福祉・介護事業所認証制度」による認証の有効期間は3年間です。認証期間の更新を希望される場合は、以下により申請手続きを行ってください。
- 今回の更新は「令和2年度前期（令和2年9月30日付け）認証事業所」が対象となります。対象事業所にはメール等でもご連絡いたします。

2 更新後の有効期間について

- 今回（令和5年度前期）の申請に係る更新後の認証期間は、「令和5年9月30日から令和8年9月30日まで」となります。

3 提出書類について

以下①～⑤の書類を作成願います。

- ① 認証更新申請書（様式5）
 - ② 申請対象事業所一覧（様式5－②）
 - ③ 認証事業所取組確認表（様式6）
 - ④ 更新用誓約書（様式7）
 - ⑤ その他、確認に必要な書類
- 対象の認証事業所の状況をご確認いただき、上記の書類を「法人単位」でとりまとめて「8 問い合わせ、送付先」あてにご提出ください。
 - 特に、③の認証事業所取組確認表（様式6）について、すべての項目にチェック、及び必要事項のご記入をお願いします。
 - ⑤のその他、確認に必要な書類は、「改訂された規程類」や「年度更新された各種研修計画」の写しとなります。特に、「新規採用者研修」「技術向上研修」「マネジメント研修」の計画は、研修実施状況の確認のために、必ずご提出をお願いします。
 - 育児・介護休業法、男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法の改正により、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備や個別の周知・意向確認の義務化、有期雇用労働者の育児休業・介護休業取得要件の緩和、職場における「セクシュアルハラスメント」「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」「パワーハラスメント」に係る防止措置が義務化されています。更新用誓約書（様式7）作成の際は、これらを確認のうえ作成をお願いします。

また、就業規則による対応が必要な事項もありますので、変更後の就業規則（別途規程を設けている場合は当該規程）のご提出をお願いします。

4 審査について

- 提出書類受領後、書類審査を行います。必要に応じて電話による聞き取り（県のほか、委託事業者が聞き取りを行う場合もあります。）や現地審査により内容を確認します。
- 更新の場合は基本的に現地調査は行いませんが、現地審査を行う場合はあらかじめ日程調整を行います。審査所要時間は2時間程度ですのでご協力願います。

5 審査結果について

- 新しい認証書の交付をもって結果をお知らせします。

6 （更新前の）認証書について

- 期限が経過した（更新前の）認証書は各事業所にて破棄をお願いします。

7 認証マーク、広報ツールについて

- 認証マークについては引き続きご利用いただけます。特に手続きの必要はありません。
- 広報ツールについては更新に合わせて配布する予定はありませんが、現在使用されているものに破損等がありましたら随時お送りしますので、「8 問い合わせ、送付先」あてにご連絡ください。

8 問い合わせ、送付先

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30
奈良県福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課
人材確保・育成係（電話 0742-27-8039）

<よくあるご質問>

Q:事業所単位で「地域貢献活動」など、取り組み内容が違う場合があるかどうか。

A:事業所の地域性や規模（職員数等）により地域貢献活動の種類や規模感の違いがあると思います。今回の更新手続きでは、法人内の代表的な取組をご提出いただき、法人全体として「地域貢献活動」を積極的に進めていることを確認します。なお、代表的な取組の「件数」は限定していません。

Q:現地審査を実施する場合はどのようなケースか。

A:認証事業所からは、認証後、定期的（毎年1回）現況報告をいただいております。継続的に「認証基準に沿った取組」を進めていることを確認しています。そのため、あらためて

現地審査するケースは限定的と考えていますが、書類だけでは詳細がわからないもの、電話での確認でも、疑義が解決できなかったものなどを想定しています。

また、上記の審査とは別ですが、人材確保につながる先進的な取組や、積極的な取組など、詳しく情報を伺う場合があります。ご協力のほどお願いします。

Q: 認証を更新した場合、福祉の就職フェアへの優先参加は引き続き可能か。

A: 安心して働くことができる認証事業所として積極的な情報発信をお願いしており、その一つとして、県主催の「福祉の就職フェア」に認証事業所の方が優先的に参加できるよう、引き続き取り組む予定です。

Q: 認証基準を満たすかどうか判断できない項目がある場合はどうすればよいのか。

A: 直接「8 問い合わせ、送付先」あてにご連絡をお願いいたします。その上で、現地審査において、状況を確認させていただくことがあります。

Q: 今後、認証事業所の更新期間を延ばすことはあるのか。

A: 今のところ初回の更新については、国のガイドラインに沿って3年間の更新期間としています。今後、国や他府県の状況を踏まえ、2回目以降の更新について、更新期間を3年から延ばすことも検討したいと考えています。

Q: 複数の事業所で更新時期が違う場合はどうするのか。

A: 初回の更新については、「当初」設定した認証期限に基づく初回更新申請時期のとおり更新手続きをお願いします。その際にお申し出いただければ、更新後の認証期限を短縮し、法人内で最初に認証を受けた事業所に合わせることを可能とします。
この場合は、様式5-②の「追加・変更・廃止等」の欄に「認証期間統一」と記載してください。

(例) 1法人で3事業所の認証時期が別の場合

事業所	「当初」認証時期	認証期限	初回更新 申請時期	更新後の 認証期限
A 事業所	H30 年 3 月 (H29 年度認証)	R3. 3. 31	R2. 12 月	R6. 3. 31
B 事業所	R2 年 3 月 (R1 年度後期認証)	R5. 3. 31	R5. 1 月	<u>R6. 3. 31</u>
C 事業所	R2 年 10 月 (R1 年度前期認証)	R5. 9. 30	R5. 8 月	<u>R6. 3. 31</u>

Q: 事業所の追加、変更、廃止があった場合はどうするのか。

A: 申請対象事業所一覧（様式1-②）にその旨を記載してください。

Q:新型コロナウイルス感染症の影響で地域貢献活動やボランティア受入等ができていない場合はどうするのか。

A:地域貢献活動については、直近の実施状況（今年度実施していない場合は実績のある直近の年度でも可。ただし平成30年度以前のものは不可。）に係る資料をご提出願います。ボランティア等の受入体制については、一時的に中止されている場合でも、再開を前提に受入体制を整えておられる状況を確認いたします。

（例）「見学、体験学習、ボランティア」の受入体制を新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に変更している場合 → 「受入体制に変更なし」で提出。